池田町高齢者等熱中症対策エアコン購入費補助金実施要綱

令和8年3月31日制定

（趣旨）

第1条　この要綱は、経済的理由により、自宅に家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）がない高齢者等の、自宅における熱中症発症による事故を未然に防ぎ、高齢者の安全安心な生活を支援するために行う補助金の交付について、池田町補助金等交付規則（平成2年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）本町の区域内に住所を有し、かつ、補助対象住宅に現に居住する者であること。

（2）次のいずれかに該当する世帯の者であること。

ア 65歳以上の者の単身世帯

イ 65歳以上の者のみで構成される世帯

ウ 65歳以上の者及び65歳未満の障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者をいう。次項において同じ。）のみで構成される世帯

（3）対象住宅が賃貸住宅の場合には、当該賃貸住宅の所有者からエアコン設置について同意を得ている者であること。

（4）既にこの補助金の交付を受けていない世帯の者であること。

2　前項の規定にかかわらず、前項の補助対象者の要件を満たす者であって、世帯分離等により世帯を別にする65歳未満の者（障がい者を除く。）と同居するものは、補助対象者としない。

3　前2項の規定にかかわらず、町長は特に必要と認める者を補助対象者とすることができる。

（補助対象住宅）

第3条　本町の区域内に所在する自己の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）を有する専用住宅及び併用住宅（住宅部分と非住宅部分が混在している場合は、当該住宅部分とする。）であって、交付申請時において、エアコンがない、又は故障により使用できない住宅とする。

（補助対象事業）

第4条　補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するエアコンを購入し、補助対象住宅に設置する事業とする。

（1）天井、壁、窓枠等に固定して設置（以下「固定設置」という。）し、室温冷却機能を有するものであること。

（2）新品の製品であること。

（3）事業の用に供するものではないこと。

2　前項の規定にかかわらず、住宅の構造上及び賃貸借住宅であること等によりエアコン

を固定設置することが困難な場合は、可動式のエアコンの購入を対象とすることができる。

（補助金の額）
第5条　補助金の額は、補助対象事業に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし8万円を限度とする。
2 前項の補助対象事業に要する費用は、次の費用とする。ただし、補助対象者が自らエアコンの設置工事を行った場合における当該設置工事に要する費用は対象外とする。
（1） エアコン本体（室内機及び室外機）購入に要した費用
（2） エアコンの設置に要した費用
（3） 配管接続に要した費用
（4） 電気工事（アンペアの増加工事を含む。）に要した費用。

（補助申請）
第6条　補助金の交付申請をしようとする者は、エアコン設置工事開始前に池田町高齢者等熱中症対策エアコン購入費補助金交付申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（1）エアコンの購入及び設置費用の額が分かる見積書の写し
（2）エアコン設置場所の図面
（3）対象住宅が賃貸住宅の場合、住宅所有者からの設置同意書

（実績報告）
第7条　補助を受ける者は、補助事業等が完了した日から起算して30日以内に、池田町高齢者等熱中症対策エアコン購入費補助金実績報告書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
（1）エアコンの購入及び設置費用の額が分かる領収書等の写し
（2）エアコンの保証書の写し
（3）設置した住宅の外観及びエアコンの写真

（補助の期間）
第8条　補助を行う期間は、令和8年度から令和10年度までとする。

（その他）
第9条　その他の事項については、規則に基づき処理するものとする。

附　則
（施行期日）
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。